

申請期限は  
3月31日

## 介護保険料の 減免制度をお知らせします



新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、介護保険料の一部または全額の免除が受けられます。

### ■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少があり、次の要件に全て該当する第1号被保険者
- ▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上であること
  - ▶令和元年中の所得(令和2年中の収入減少がある種類の所得を除く)の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

| 対象保険料額＝A×B÷C                                      |  |
|---------------------------------------------------|--|
| A…第1号被保険者の保険料額                                    |  |
| B…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の令和2年に減少した収入などに係る令和元年の所得金額 |  |
| C…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の令和元年の合計所得金額               |  |

[表2]

| 令和元年の合計所得金額 | 減免割合  |
|-------------|-------|
| 200万円以下     | 全部    |
| 200万円超      | 10分の8 |

※主な生計維持者の収入減少の要因が、感染症の影響による廃業または失業の場合は、令和元年の合計所得金額にかかわらず対象保険料の全額を免除

\*申請方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



市ホームページ  
QRコード

【問い合わせ】新館長寿福祉課(☎41-3578)

申請期限は  
3月31日

## 後期高齢者医療保険料の 減免制度をお知らせします



新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、後期高齢者医療保険料の一部または全額の免除が受けられます。

### ■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少があり、次の要件に全て該当する世帯の被保険者
- ▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上であること
  - ▶令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること
  - ▶令和元年中の所得(令和2年中の収入減少がある種類の所得を除く)の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

| 対象保険料額＝A×B÷C                    |  |
|---------------------------------|--|
| A…75歳以上の人の対象期間の保険料額             |  |
| B…令和2年に減少した収入などに係る令和元年の所得金額     |  |
| C…生計維持者および世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額 |  |

[表2]

| 令和元年の合計所得金額 | 減免割合  |
|-------------|-------|
| 300万円以下     | 全部    |
| 400万円以下     | 10分の8 |
| 550万円以下     | 10分の6 |
| 750万円以下     | 10分の4 |
| 1,000万円以下   | 10分の2 |

※主な生計維持者の収入減少の要因が、感染症の影響による廃業または失業の場合は、令和元年の合計所得金額にかかわらず対象保険料の全額を免除

\*申請方法など詳しくは、岩手県後期高齢者広域連合ホームページで紹介しています



県後期高齢者広域連合ホームページ  
QRコード

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

## 個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の納税の猶予制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の納付が困難な人は「徴収の猶予制度」または「申請による換価の猶予制度」を利用することができます。

\*「徴収猶予の特例制度」を利用した人で、引き続き市税の納付が困難な場合は、申請することで納税の猶予が受けられます

### ①徴収の猶予制度

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、次のいずれかに該当し、市税を一時に納付または納入することが困難な人

- ▶感染症患者が発生した施設で消毒作業のため備品を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合
- ▶本人または家族が病気になった場合
- ▶事業を廃止または休止した場合
- ▶事業に著しい損失を受けた場合

### ②申請による換価の猶予制度

■対象 市税を一時に納付または納入することが困難な人

### ①②共通

■対象となる市税 ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税

■納税の猶予期間 1年間

※やむを得ない理由があると認められた場合は、最大で2年間

■延滞金 2分の1または全額を免除

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601 花城町9-30)へ郵送で提出してください。

\*e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは、市ホームページで紹介しています



市ホームページ  
QRコード

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

申請期限は  
3月31日

## 国民健康保険税の 減免制度をお知らせします



新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、国民健康保険税の一部または全額の免除が受けられます。

### ■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少があり、次の要件に全て該当する世帯
- ▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上であること
  - ▶令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること
  - ▶令和元年中の所得(令和2年中の収入減少がある種類の所得を除く)の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

| 対象保険税額＝A×B÷C                    |  |
|---------------------------------|--|
| A…世帯の被保険者全員について算定した保険税額         |  |
| B…令和2年に減少した収入に係る令和元年の所得金額       |  |
| C…生計維持者および世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額 |  |

[表2]

| 令和元年の合計所得金額 | 減免割合  |
|-------------|-------|
| 300万円以下     | 全部    |
| 400万円以下     | 10分の8 |
| 550万円以下     | 10分の6 |
| 750万円以下     | 10分の4 |
| 1,000万円以下   | 10分の2 |

※主な生計維持者の収入減少の要因が、感染症の影響による廃業または失業の場合は、令和元年の合計所得金額にかかわらず対象保険税の全額を免除

\*申請方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



市ホームページ  
QRコード

【問い合わせ】本館市民税課(☎41-3526)